

31文科高第22号  
平成31年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公私立大学長  
各公立大学法人の長  
公立大学を設置する各地方公共団体の長  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
放送大学学園理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
各国公私立高等専門学校長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各大学共同利用機関法人の長  
公立学校共済組合理事長  
各日本人学校運営委員会委員長  
各私立在外教育施設を設置する学校法人の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長  
清水



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
永山

賀久



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長  
伯井

美徳



(印影印刷)

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の改正について（通知）

文部科学行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

このたび、所得税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 6 号）等が公布・施行され、平成 31 年 4 月から、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の内容が一部改正されることとなりましたので、お知らせします。

本制度は、祖父母等から子・孫名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出した場合に、この資金について、子・孫ごとに 1,500 万円まで（※ 1）を非課税とするもので、平成 25 年度に創設された制度です。

今般の改正概要は以下のとおりです。

- 制度の適用期限を 2 年間延長（2021 年 3 月 31 日まで）
- 教育資金管理契約の終了年齢につき、従来の 30 歳から、在学中であることを条件に 40 歳まで引き上げ（※ 2）
- 所得制限の新設（受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には非課税措置を受けられない）
- 23 歳以上の受贈者の教育費の範囲を、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定（習い事等は対象外）（※ 2）
- 贈与から 3 年以内に祖父母が亡くなった場合、受贈者が 23 歳以上であれば残高を相続財産に加算（受贈者が在学中の場合を除く）

なお、本制度の概要及び Q&A は、文部科学省ホームページ（※ 3）に掲載しておりますので、御参照ください。

※ 1 学校等以外の者に支払われるものについては 500 万円が限度となります。

※ 2 2019 年 7 月 1 日から施行されます。

※ 3 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

都道府県教育委員会及び都道府県知事等においては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、所管又は所轄の学校その他の教育機関等関係機関に対してこのことを周知していただくようお願いいたします。

（担当）

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課  
法規係 村木，横田，川島  
電話 03-5253-4111（内線 3050）